



I N D E X

- 収入申告書は提出しましたか？
- 緊急連絡先届の提出について
- 家賃の減免を希望される方へ
- 防災特集
- 令和3年10月からの納入通知書は10月下旬
にお届けします

(一財)札幌市住宅管理公社の
ホームページアドレスです!

<https://s-j-k.or.jp/>



収入申告書は提出しましたか？

来年4月からの家賃は、毎年6月に皆様が行う収入申告によって決定されます。

令和3年6月30日が提出期限でしたが、まだ提出していない方は、収入申告書に同封されていた説明書で必要書類を確認の上、郵送していただくか、集会所の管理人へ提出してください。

- ◎収入申告書を紛失された方は、再発行いたしますので、下記までご連絡ください。
- ◎認知症、知的障がい、精神障がい等により世帯全員が申告困難な際は、ご親族等からの申し出も受け付けておりますので、ご連絡ください。



お問い合わせ先・届出先

各団地の集会所管理人、又は
(一財)札幌市住宅管理公社 業務課 家賃係

☎211-2355

家賃の減免を希望される方へ

※ 新型コロナウイルスの感染防止を図る意味から、減免申請書は出来るだけ郵送等でご提出ください。

年金、給与の収入が少ない方又は退職や転職、新型コロナウイルスの影響等で収入が著しく減少した等、家賃の支払いが困難な方は、条件によっては家賃減免になる場合があります。

新たに家賃減免を希望される方は、希望される月の末日までに申請してください。

なお、すでに家賃減免中の方は、減免期間が終了する時に、新たな申請が必要となりますのでご注意ください。



お問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社
業務課 家賃係

☎211-2355

住宅管理公社(中央区北1条西2丁目オーク札幌ビル1階)の 窓口時間延長のお知らせ

家賃減免申請に関しては、通常午後5時15分で終了いたしますが、10月25日(月)から29日(金)までの5日間は、午後7時まで延長して受付しておりますので、日中の手続きが難しい方はどうぞご利用ください。

※ 午前8時45分から午後7時までにご来社ください。



令和3年10月からの納入通知書は10月下旬にお届けします

令和3年10月分から令和4年3月分までの市営住宅使用料及び市営住宅駐車場使用料の納入通知書は、令和3年10月下旬にお届けします。

なお、10月末までに届かなかつた場合は、下記までご連絡ください。



お問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社
業務課 駐車場・収納担当係

☎208-1280

緊急連絡先届の提出について (一人世帯／中央区、東区、西区の 団地にお住まいの方)



近時、市営住宅にお一人でお住まいの方に連絡が取れないなど、安否を心配するお問い合わせが増えてきております。このような場合、札幌市住宅管理担当課及び住宅管理公社では、過去にご提出いただいた緊急連絡先や連帯保証人に連絡して対応しております。

しかしながら、緊急連絡先の電話番号の変更等により、緊急時に連絡が取れず、迅速な対応ができない事態も発生しております。

そのため、緊急連絡先を改めて届け出てくださいましたので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■対象者

市営住宅にお一人でお住まいの方

※ 今年度は中央区、東区、西区の団地が対象です。他の市営住宅は来年度以降実施予定です。

■提出方法

- ① 公社または担当集会所・管理人まで持参
- ② 返信用封筒により郵送
(郵便切手を貼る必要はありません)

■提出期限

令和3年10月29日(金)

※ 上記対象(中央区、東区、西区の団地)の方で、令和3年9月30日になっても緊急連絡先届の用紙が配布されていない場合は、管理人または住宅管理公社へお知らせください。

また、同居者がいる世帯でもご心配な方は、緊急連絡先を届け出ることができますので、お知らせください。

※ 令和2年度以降に緊急連絡先届の提出をお済みの方については、今回はご提出不要です。

- 上記対象の市営住宅以外で、未提出の方や緊急連絡先を変更する方についても、随時、受付しております。緊急連絡先届用紙は集会所管理人にお問い合わせいただき、記入後は集会所管理人へ提出または住宅管理公社へ郵送で提出してください。

お問い合わせ先

(一財)札幌市住宅管理公社
管理課

☎211-3385

防災特集

地震、台風、水害などの自然災害は、いつどこで起きるか誰にも予測ができませんので、万が一の時に備えて、ご家族が非常時に集合する場所を決めておいたり、非常食等を買置きしたりするなど、日頃から自然災害に備えておくことが大切です。



地震

地震が発生したら…

- ・ テーブルの下などにもぐり、身を守る。
- ・ 揺れが収まってから火を消し、ガスの元栓を閉める。
- ・ ガラスや食器の破片が散乱したら、スリッパや靴を履く。
- ・ ドアや窓を開けて避難経路を確保する。
- ・ エレベータに乗っていたら、閉じ込められる可能性があるため、最寄りの階ですぐ降りる。

避難するときは…

- ・ ガスの元栓を閉め、ブレーカーを落とす。
- ・ 食料や医薬品、防寒衣など必要なものを用意しておく。
- ・ エレベータを使用せずに避難する。
- ・ 身動きができなくなるおそれがあるので、車では避難しない。
- ・ けが人に声をかけ、みんなで助け合う。

風水害

台風が接近したら…

- ・ 気象情報に注意し、風水害に備える。
- ・ 浸水のおそれがある場合は、物を高いところに移しておく。
- ・ 風で飛ばされる物は、ベランダに置かない。
- ・ 住居付近の危険箇所や避難場所等を確認しておく。

住宅周りの排水を良くしよう

団地内には、雨水を下水桝まで導くために、アプローチ側溝や駐車場排水溝・雨水桝等が敷設されています。そこにごみなどが溜まり雨水の流れを悪くしている箇所があるものです。今一度、排水施設の点検と清掃を行いましょう。

また、ベランダの排水目皿についても、ごみなどが詰まっている場合がありますので、併せて点検と清掃を行いましょう。

災害に備えて避難経路の確保を！

ベランダは地震や火災の時の大切な避難経路です。市営住宅はもしもの場合に備えて、2方向に避難できる構造になっており、隣との間の仕切り板を打ち破って避難できるように作られています。

また、中高層住宅では避難用はしごが設置されていて、階下に避難できるようになっています。

個人で使用できるベランダですが、緊急時の避難経路に指定されている共用スペースでもありますので、日頃から避難経路であることを心得て、ベランダには物を置かないようにしましょう。

